

T&M通信

～税務と経営～

今月の経営チェックポイント✓

- 給与支払報告書、法定調書合計表等の提出月です。
(提出期限は1月31日)
- 償却資産税の申告月です。(申告期限は1月31日)
- 1月、2月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をしてください。
- 今月の祝日は8日(月)が成人の日です。



納税期限スケジュール

- 納期特例事業者の方の源泉所得税の納付月です。
平成29年7～12月分の納付が必要です。(納期限は1月22日)
※この期限までに納付しなければ延滞税や不納付加算税がかかります。お気をつけください。
納期の特例を受けていない事業者の方につきましては当月の納期限は1月10日です。お間違えのないようお気をつけください。
- 個人の道府県民税・市町村民税の第4期分の納付期限月です。(納期限は1月31日)
- 労働保険料の延納申請している場合の第3期分の納期限は1月31日です

着眼点「2018年の謹賀新年」

税理士 田中 彰

新年おめでとうございます。旧年中はお世話になり、ありがとうございました。本年も倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、3日に伏見稲荷大社に参拝しましたが、同所でも道中でも外国人観光客の多さに驚かされました。彼らは日本の正月風景を見ようとこの時期に来られたのでしょうか、正月だけではなく特に京都では年中あらゆる所で外国人観光客を目にするようになりました。特に中国語を話す方々の威風堂々とした態度には感心させられます。

ところで、3日の日本経済新聞のトップ記事は「アリババとつながる車(コネクテッドカー)、ホンダ開発、中国開拓」とありました。中国が世界最大の自動車市場であり、その中国の電子商取引大手のアリババ集団とホンダが組んだという記事です。かつては産業革命に出遅れた中国ですが、今回はAI(人工知能)でも世界的に先行し、もはや後進国ではありません。13億もの人口を誇る大国が本格的に経済活動を始動したら日本とアメリカが東になっても太刀打ちできない気がします。

また、日経新聞では新年から「パンゲアの扉」という特集を組んでいます。「パンゲア」とはギ

リシャ語で「すべての陸地」という意味だそうですが、「一握りの大国や大企業だけが力を奮ってきたグローバル化が変わる。小さな国、小さな企業、そして個人。デジタルの翼に解き放たれ、境界を溶かしてゆく。つながる世界への扉が開いた」という内容です。太陽光発電やIT（情報技術）の進展が「持たざる」国や個人をも変えていく時代が始まったということでしょう。

多くの外国人観光客は一様にスマホを持ち、それから様々な情報を受け取り、目の前の景色や事象を写真に撮り瞬時に世界に流しています。観光を端緒として日本を気に入り、日本へ移住する外国人が今後は増えていくでしょう。これからは中国という大国やよく知らなかった小国とも上手に付き合っていくと私たちのビジネスが上手くできない時代が始まったと思います。このような外部環境の変化に伴い、私たちも皆様方のお役に立てるよう業務を質的に変化させなければならないと思っています。ぜひ皆様のご要望をお聞かせください。

本年が皆様にとり良き年になりますよう祈念申し上げます。

● もうすぐ所得税確定申告の時期です！

年が明けるとすぐに所得税確定申告の時期になります。個人事業主の事業所得や不動産所得、不動産の譲渡所得のある方、給与所得が2,000万円以上ある方等、確定申告が必要な方々はもちろん申告されることと思いますが、確定申告をする必要はないけれども確定申告をすれば納税した所得税の還付を受けることができる場合があります。

＊給与所得者で医療費控除、雑損控除、寄付金控除、住宅取得控除（確定申告は1年目のみで2年目からは年末調整で控除が受けられます）が受けられる方

＊給与所得者で保険料控除等の年末調整もれがあった方

＊給与所得者で年の途中で退職し年末調整を受けられなかった方

他にも確定申告をする事により納税額の還付を受けられることがあります。所得税確定申告に関するご相談はお気軽に当事務所までご連絡ください。

（文責：田中 恵子）

● 今年のご目標

あけましておめでとうございます。

私は年末の休みに、録画していたドラマ「陸王」をまとめて見ました。零細企業が新規事業に挑戦し、社員一丸となって様々な困難に立ち向かっていくストーリーで、とても感動しました。ドラマではありますが、会社経営の難しさを感じ、何よりも情熱を持って取り組むことの素晴らしさを感じました。ということで、私の今年のご目標は、「何事にも情熱を持って取り組むこと」です。

本年もよろしくお祈り申し上げます。

（文責：竹次 貴）